

下水道事業下水管布設工事

標 準 仕 様 書

令和6年4月

大垣市水道部下水道課

〈適用範囲〉

第1条 この仕様書は、大垣市下水道事業下水管布設工事の一般事項を示すものである。

2 本工事はすべて工事請負契約約款（以下契約約款）、本仕様書、特記仕様書、設計書並びに岐阜県建設工事共通仕様書（以下共通仕様書）に基づき施工しなければならない。

3 この仕様書の条項が契約条件や特記仕様書と異なる場合は、契約条件や特記仕様書を優先し、この仕様書の条項は適用しないものとする。

〈提出書類〉

第2条 受注者は提出日までに次に掲げる書類のうち、監督員が指示したものを提出しなければならない。提出は原則として「工事完成図書の電子納品要領」に基づく電子データでの納品に努めること。なお、それ以外の書類についても指示があれば提出しなければならない。

- |  |                |
|--|----------------|
| (1) 着工届  | (県第 20 号様式)    |
| (2) 現場代理人・主任技術者・監理技術者届（経歴書共）                           | (県第 22 号様式)    |
| (3) 工程表（工期変更があれば変更工程表）                                 | (県第 21 号様式)    |
| (4) 法定外の労災保険証書等の写し                                     |                |
| (5) 建設業退職金共済組合掛金収納書又は他の退職金制度への加入証明書                    |                |
| (6) 施工計画書（変更があれば変更計画書）                                 | (県第 1 号様式)     |
| (7) 施工体制台帳・施工体系図                                       | (県第 18・19 号様式) |
| (8) 使用材料調書（設計数量と実施数量の対比）                               | (県第 13 号様式)    |
| (9) 段階確認報告書  | (県第 15-1 号様式)  |
| (10) 工事履行報告書   | (県第 16 号様式)    |
| (11) 協議・承諾・指示・報告・提出書                                   | (県第 12 号様式)    |
| (12) 休日・夜間作業届  | (県第 8 号様式)     |
| (13) 品質管理図表（測点数 10 点未満の場合管理図不要）                        |                |
| (14) 出来形管理図表（測点数 10 点未満の場合出来高図不要）                      |                |
| (15) 出来形届書（部分払いがある場合）                                  | (県第 25 号様式)    |
| (16) 工事写真（不可視部分の出来形が写真で的確に判断できるもの）                     |                |
| (17) 完成届   | (県第 27 号様式)    |
| (18) 完成写真（位置図を添付すること）                                  |                |
| (19) 再生資源利用計画書   | (様式—1)         |
| (20) 再生資源利用促進計画書                                       | (様式—2)         |
| (21) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書                         |                |
| (22) 取付管位置及び布設報告書                                      |                |
| (23) オフセット図（平面図 1/500）                                 |                |
| (24) 工事情報入力ツール   |                |
| (25) 建設発生土残土処分関係（運搬台数、状況写真、受入証明書等。少量の場合は、覚書、一時保管状況写真。） |                |

〈現場代理人及び主任技術者〉

第3条 現場代理人及び主任技術者は、工事遂行に関する各法規、規定等に精通し、技術的専門知識及び経験を有するものでなければならない。

2 現場代理人は日々現場に常駐し、監督員と連絡を密にして、工事施工の指揮ができる者でなければならない。

〈工事施工上の注意〉

第4条 本工事は事業の性質上、住宅街、商店街などの交通量が多く、狭い道路での施工が多いため、工事施工前に地元関係者と連絡をとり、生活及び営業上の障害を最小限にすると共に、地元住民の意見を十分尊重し、協力的に事業を遂行すること。

2 工事によって発生する家屋等構造物の損傷を把握するため、事前に必要な調査は十分行い写真等で整理すること。また、家屋調査については報告書として市に提出すること。

3 工事関係者に関する措置請求については契約約款第12条による。

4 本工事において、交通その他の関係で監督員が必要と認める場合は、作業時間の伸縮、夜間作業並びに一時中止を実施することができる。

〈占用使用の注意〉

第5条 占用使用については監督員と十分に協議を行い、許可条項を遵守すること。

2 工事施工の直接的な道路占用の申請許可は本市にて受けるが、道路使用の申請許可は受注者が行うこと。なお、申請前に監督員の承認を受け、申請後は許可書を提示すること。

3 工事現場に設ける材料保管場所、現場事務所及びその他工事施工上必要な営繕施設等については、道路の占用使用は認めないので、受注者の負担により用地を確保すること。

〈支給品〉

第6条 支給品については、契約約款第15条による。

2 人孔蓋は、本市職員立ち会いのもと本市材料置場での支給引渡しを原則とする。

3 支給は平日（9時～16時）とし、本市の指定する支給日の9時から16時までには支給引渡しを完了すること。ただし、祝祭日を含まない。

4 引渡し後は、受注者の責任において厳重に保管すること。紛失または破損した場合は速やかに監督員に報告し、受注者はこれを弁償すること。

〈工事材料〉

第7条 工事材料については契約約款第13条及び共通仕様書共通編「工事材料の品質」による。

〈工事現場発生品〉

第8条 工事現場発生品については共通仕様書共通編「工事現場発生品」による。

〈工事实績情報システム（コリンズ）の登録〉

第9条 工事請負代金額が500万円以上の工事は、工事实績情報システム（コリンズ）に登録すること。登録は、受注・変更・完成・訂正時のそれぞれ10日以内（土日祝を除く）に行うこと。

〈公衆災害防止〉

第10条 事故防止、交通安全管理については、国土交通大臣官房技術調査課監修「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」、「土木工事安全施工技術指針」等、各種法規を遵守しなければならない。

2 工事施工上の不備に起因する事故が発生した場合は、速やかに関係機関及び市に連絡し、復旧及び賠償責任はすべて受注者の負担とする。

〈安全教育・訓練等の実施〉

第11条 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全訓練等については、すべての作業員を対象に下記の実施項目から選択し、現場における安全教育・訓練等を毎月半日以上実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等による視覚教育
- ②工事内容等の周知
- ③安全衛生活動に関する実践的訓練
- ④本工事現場で予想される事故対策
- ⑤その他安全衛生教育として必要な事項

2 上記の実施項目については、具体的な計画（工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

3 受注者は、日々のKY活動、安全点検巡視、新規入場者教育、使用機械・工具・車両等の点検、店社安全パトロール、安全教育・訓練等、安全衛生協議会などの安全管理の実施状況を記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

〈建設副産物〉

第12条 産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

〈環境負荷の軽減〉

第13条 工事における環境負荷の軽減について、現場作業員への環境教育、建設機械のアイドリング時間の縮小、自転車利用の促進、粉塵の飛散防止、排出ガス対策型建設機械の利用促進、低騒音型建設機械の利用促進、低振動工法の利用促進、資材の再資源化促進、

再生資材の積極利用、建設廃材の適正処理の徹底、過剰な梱包の削減指導、現場内における分別収集の実施等、工事に関連した環境負荷の軽減に努めること。

#### 〈工事写真〉

第 14 条 工事写真管理については、日本下水道協会「下水道工事施工管理の指針と解説」による。

- 2 受注者は監督員の指示に従い、受注者の費用で写真を撮影すること。また、写真がない場合は、埋戻完了後といえども再度掘り起し撮影しなければならない。
- 3 写真は、撮影項目が明確に判別できるように、太陽光線等を考慮し遠近景等で撮るなど工夫して撮影すること。
- 4 写真は、極力電子納品とし写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「工事完成図書の電子納品要領」に基づくものとする。

#### 〈完成検査〉

第 15 条 完成検査は契約約款第 32 条による。

- 2 完成検査を受けるときは、全施工区域の片付け清掃を行い、許可を受けた物件以外は全部撤去しなければならない。
- 3 完成検査には、現場代理人、主任技術者及び監理技術者が立ち会わなければならない。なお、検査に必要な検査用具（ライト・鏡等）は施工者により準備しなければならない。

#### 〈中間検査〉

第 16 条 中間検査の実施は、「大垣市中間検査要綱」に基づき実施するもの。

なお、中間検査は、給付の対象としない。

#### 〈設計変更〉

第 17 条 指示・承諾・協議・報告・提出書により工法の変更、数量の増減を行ったもののうち、本市で設計変更を認めたもの以外は原則設計変更しない。

- 2 設計書、設計図書に対する出来形不足又は未施工と認めた場合には、これを設計変更して減額する。

#### 〈管路土工〉

第 18 条 管路土工については共通仕様書下水道編「管路土工」による。

- 2 掘削は工事看板、道路標識、安全灯、保安柵、その他必要な器材の準備完了後でなければ着手できない。
- 3 使用機種は現場の状況に適合したもので、監督員の承認を得たもので行わなければならない。

- 4 掘削の予定位置付近に他の地下埋設物があるときは、事前に試掘し障害物の有無を確認のうえ、舗装を切断、掘削すること。掘削は当日配管分のみとする。
- 5 埋戻しは工事設計書並びに設計図面にならいうこと。締固めは巻きだし厚 20cm 毎にタンパ及びランマや、水締工法等で十分に行い、竣工後の路面の陥没は絶対に起こらないように努めること。また、埋戻しに流用する掘削土は良質なもののみとすること。
- 6 下水道施設の埋戻し土の液状化対策として、流用土及び山土締固め後に、1 工事当り 3 回以上の現場密度試験を行うこと。締固め度の規格値は最大乾燥密度の 90% 以上とする。なお、試験箇所は新設人孔付近とすること。
- 7 埋戻し当初は沈下を見込んで余盛りをしておくこと。ただし、市街の繁華な場所では余盛りは避け、不陸が生じた都度直すこと。
- 8 掘削土は路上に堆積して通行に支障を与えてはならない。ただし、道路幅員が広い場所で監督員の承認を得た場合は、当日のみ片側に積み置くことができる。
- 9 残土は工事の進捗に従い遅滞なく処理する。捨土は指定地処分とする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。
- 10 廃材処分については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示すること。
- 11 残土処理工においては、過積載を防止し、共通仕様書第 1 編 2 - 3 - 7 残土処理工の規定によるものとする。また、積載状況の確認できる写真を提示するもの。
- 12 請負金額 100 万円以上の工事の場合、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により再生資源利用（計画）実施書及び再生資源利用促進（計画）実施書を作成すること。

#### 〈管路土留工〉

第 19 条 管路土留工については、下水道編「管路土留工」による。

- 2 施工者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し、土留工の施行方法を事前に施工計画書等で提出すること。
- 3 鋼矢板残置箇所・掘削機種 0.1 m<sup>3</sup> BH 箇所は、軽量鋼矢板土留工とする。

#### 〈水替工〉

第 20 条 水替工については、共通仕様書共通編「仮設工」による。

- 2 湧水の排除方法、地下水の下げ高は、すべて監督員と協議承認のうえこれを行うこと。また、工事に使用する排水路は整備清掃を常に行い、排水に十分注意すること。竣工後といえども本工事に起因すると判断されるものについては、再度清掃を行わなければならない。
- 3 工事完了後の水路（側溝）清掃の状況写真及び施工地区内の自治会長の確認書を提出すること。

#### 〈管布設工〉

第 21 条 管布設工については、共通仕様書下水道編「管布設工」による。

- 2 管は布設する都度必要数だけを材料保管場所から運搬すること。道路には一切放置しないこと。また、夏場の高温下では、管材に変形が生じないように十分留意すること。
- 3 硬質塩化ビニル管は、日本下水道協会規格で認定工場の製品を使用すること。ヒューム管は、JIS A5303 及び日本下水道協会に規定された B 型ヒューム管で認定工場の製品を使用すること。
- 4 管は検査を受けた使用承認済のものであっても、布設の都度破損不良の確認をすること。万一不良品を使用した場合、布設後といえども受注者の負担において布設替を命ずることがある。
- 5 仮ベンチは指定の水準点を基に設置し、測定の精度、仮ベンチ写真を監督員に提出しなければならない。設置位置は掘削の影響を受けない構造物に設けること。高さの管理を常に行うこと。
- 6 工事の着手前に現地測量を行い、人孔間延長、地盤高の測定の精度を監督員に報告し、指示を受けた後でなければ施工してはならない。
- 7 管布設は原則下流より上流に向かって施工し、管の受口は上流側にする。管の方向、高さは丁張、レベルで一本ごと確認すること。
- 8 作業完了後、現場代理人は出来形及び管内を確認し、良好であると判断してから監督員による検査を受けること。また、伏越し（ベントサイフォン）を施工した場合は、施工後に TV カメラによる監督員の検査を受けること。
- 9 布設後、万一不備な点があれば布設替を命ずる。
- 10 曲線施工を行う場合は、施工スパンの下水管上 50cm の場所に埋設シートを布設し、平面ベンド設置箇所の道路上にピンを打つこと。

#### 〈取付管布設工〉

第 22 条 取付管布設工は、すべて第 18 条及び第 21 条を準用遵守すること。

- 2 硬質塩化ビニル管は、JSWAS K-1 であり、日本下水道協会規格の認定工場の製品で、監督員の検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 取付管布設位置は設計図の表示を参考とし、地権者の要望等を考慮し布設すること。疑問等がある場合は、監督員に連絡し指示を受けてから施工すること。
- 4 取付管は官民境界から民地側へ 30cm 入れ込まなければならない。後日取付管長の不足が確認された時は、受注者の責任で必要な長さを布設しなければならない。
- 5 取付管埋設位置には埋戻完了後、位置の確認できるように黄ペンキでマーキングするか、農地などの場合は木杭に黄ペンキを塗り埋設位置に打込むこと。布設完了後、埋設位置を平面図に記入の上、ただちに監督員に提出すること。取付管布設位置の報告は、設置義務者の署名、押印等必要事項を記載の上、写真、位置図を添付しアルバムにて提出すること。ただし、自署の場合は押印不要とする。

〈人孔設置工〉

第 23 条 人孔設置工は、共通仕様書下水道編「人孔・ます工」による。

- 2 組立人孔は、日本下水道協会規格の認定工場の製品で、市の承認を得たものでなければならない。工事着手前に監督員による検査を受けなければならない。
- 3 人孔口環の下には必ず調整リングを入れ、布設後の人孔天端高の調整ができるようにしておくこと。
- 4 人孔の本管取付部には可とう継手を使用すること。可とう継手は市の承認を得たものでなければならない。
- 5 インバート仕上げの形状については監督員の指示により施工し、上流側管内面と下流側管内面は所定の勾配をつけ、汚物の付着、停滞等支障のないよう正確にコテ仕上げすること。
- 6 コンクリートは、すべて土木学会コンクリート標準示方書に準拠し施工すること。

〈路面復旧工〉

第 24 条 管布設後、仮復旧が必要な箇所はすみやかに仮復旧を施工すること。

- 2 本復旧について、既設舗装版の破碎掘削（切削）後、すみやかに本復旧を施工すること。特に休日をはさむことがないよう工程管理に努めること。
- 3 既設舗装版の破碎掘削（切削）後の段差すりつけは、車輛等に損傷を与えないように広範囲に施工し、安全管理に努めること。危険箇所を認識し、安全管理の徹底を図ること。
- 4 施工箇所道路を開放する場合は、「段差あり」「徐行」等の看板、ポストコーン等の安全施設等を適切に設置し、段差箇所を認識させ、速度を減速させる方法を工夫し、安全管理には十分注意を払うこと。特に夜間は赤色灯等で周囲に危険箇所を認識できるように安全管理の徹底を図ること。
- 5 工事完了後に路面の陥没並びに不陸を生じた場合は、速やかに路面を整備すること。

〈その他〉

第 25 条 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は本市下水道課長の解釈に従うものとする。

- 2 受注者は、本市ホームページ掲載の「下水管布設工事施工要領」の内容を遵守し工事を実施すること。
- 3 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

〈市内業者活用について〉

第 26 条 本工事の下請業務及び建設資材等の購入において市内業者を活用するよう努めること。



〈統一の一斉休工の取組について〉

第 27 条 本工事は「建設現場の週休 2 日」の普及および浸透に向けて、「公共工事における統一の一斉休工（略称：まんなかホリデー）」に取組む対象工事である。なお、本取組は強制的な一斉休工や工程の調整を求めるものではない。

2 対象工事は、工事着手日から工事の終期（契約工期末）までの期間において、毎週土曜日、一斉休工に積極的に取組むものとする。なお、統一の一斉休工の実施日が変更となった場合は、別途、監督員より協議する。

〈工事看板等への SDGs アイコン掲示について〉

第 28 条 持続可能な開発目標（SDGs）の普及啓発を図るため、受注者は可能な限り工事看板等に SDGs のアイコン等の掲示を行うこと。なお、掲示するアイコン等は工事内容によるもの、又は受注者の自らの取組みによるものとする。

以上